

湖南市国民保護計画(素案)追加事項

頁	行	
1	3	第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 市は、日本国憲法第13条に定める住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ 国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務をあきらかに 明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成について定める。
3	19	(6)国際人道法について 資料編に説明を掲載する。
8		(2)社会的特徴 ・全人口に対する在留外国人の占める割合が5%と多い。 ・無差別大量殺人を行った教団の施設が、本市および隣接市に存在する。
22	14	6 ボランティア団体等に対する支援 (1)として、「自治会に対する支援」を加える。 「(1)自主防災組織等に対する支援」を(2)とし、「ふるさと防災チームに対する支援」に改める。
44		他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 市役所機能が破綻し、麻痺した場合の代替え機能を確保する。
52		(6)高齢者、障がい者等への配慮 災害時要援護者の避難先について、関係自治体と協定を締結する必要がある。
56		第5章 救援 他の市町村からの受け入れ態勢(キャパシティー)について明記する。